

国民年金の「学生納付特例制度」をご存知ですか？

学生納付特例制度は、本人の所得が一定以下の学生に対して、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。この制度を受けるには年度ごとの申請が必要です。

■対象となる学生

所得が一定以下で、大学、大学院、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限が1年以上の課程）に在学する20歳以上の方（夜間、定時制課程、通信課程も含みます）

■申請方法

年金手帳、印鑑、学生証または在学証明書を持って、住民票のある市区町村の担当窓口で手続きをしてください。

申請時に24年度以降も在学予定と記入されていた一部の方には、3月下旬に日本年金機構ががき形式の申請書を送付していますので、必要事項を記入し返送してください。

■注意

承認期間中は、年金を受け取る際に必要な受給資格期間に参入されませんが、年金額には反映されません。

10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めることができますが、経過期間によって一定の額が加算されます。特例申請をせずに保険料を未納のまま、不慮の事故などで一定以上の障害が残った場合、障害基礎年金を受けとることができません。

○新居浜年金事務所
TEL 0897-35-1368

○市庁舎本館市民生活課
年金係
TEL 0897-52-1383

○各総合支所市民福祉課
市民保険係（東予）
市民福祉係（丹原・小松）

銃砲刀剣類の登録手続き

新たに銃砲刀剣類を発見した場合や登録手続きが必要で、最寄りの警察署へ発見の届出をして発見届出済証の交付を受けた後に現物を持って登録手続きを行ってください。

登録手続きは偶数月の第3木曜日（祝日の場合は翌日）に、愛媛県庁で行っています。

■問合せ

 愛媛県教育委員会 文化財保護課
TEL 089-912-2976

タクシー利用助成券と 公衆浴場無料開放利用券を交付します

4月2日(月)から
受付開始

タクシー利用助成券について

- 交付対象者
 - ①…在宅高齢者
(満75歳以上で、所得税が非課税世帯の方)
 - ②…在宅重度心身障害者
(所得税非課税世帯に属し、身体障害者手帳肢体不自由上肢1級、下肢1・2級、体幹1・2級、視覚障害1・2級、聴覚言語障害1級、内部障害1級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持している方)
- 交付枚数
 - ①…1人年間12枚
(同一世帯の2人目からは年間6枚)
 - ②…1人年間24枚

公衆浴場無料開放利用券について

- 交付対象者 在宅高齢者（満65歳以上）
心身障害者手帳所持者
- 交付枚数 1人年間36枚
- 利用ができる公衆浴場
湯之谷温泉（洲之内）、宝湯（壬生川）、明神湯（高田）、道前溪温泉（丹原町来見）
- 無料開放日 水曜日

注意事項
○年度途中での交付は月割りとなります。
○昨年度に交付した券は4月から使用できません。

交付の手続き方法

交付の対象となる方は、住所・氏名・年齢が分かるもの（健康保険証、運転免許証、障害者手帳など）と印鑑を持って、お近くの交付場所で手続きをしてください。

- 高齢者対象の交付場所・問合せ
 - 市庁舎別館高齢介護課 長寿・いきがい対策係 TEL0897-52-1292
 - 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）
 - 居住地の公民館（公衆浴場無料開放利用券のみ）
- 障害者対象の交付場所・問合せ
 - 市庁舎別館社会福祉課 障害者福祉係 TEL0897-52-1214
 - 各総合支所市民福祉課 福祉係（東予）、市民福祉係（丹原・小松）